

## 施策に関する数値目標

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	25～30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)		
認可保育所等  (3歳未満児)	215万人 (H21年度見込み)  (75万人)	241万人 (注2)  (102万人)
家庭的保育 (内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	1.9万人 (注2)
延長等の保育サービス (注1)		
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	96万人
夜間保育 (内数)	77か所	280か所
トワイライトステイ (内数)	304か所	410か所
その他の保育サービス (注1)		
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ (注1)	81万人 (H21.5)	111万人 (注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勧奨し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1～3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342地区	全小児救急医療圏 (※364地域(平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援		
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリー ホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホー ム)	54か所	160か所
ショートステイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童 対策地域協議会)の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	80%(市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1, 5 1 2市町村 (H21.7)	全市町村
養育支援訪問事業	9 9 6市町村 (H21.7)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7, 1 0 0か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	1 0, 0 0 0か所
ファミリー・サポート・センター事業	5 7 0市町村	9 5 0市町村
一時預かり事業 (注1)	延べ3 4 8万人	延べ3, 9 5 2万人
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	4 9か所	1 0 0か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	2 5. 3%	3 3. 3%
次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	6 5 2企業	2, 0 0 0企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	2 0. 7% (H18年度)	4 0%超
学校教育関係		
大学等奨学金事業の充実		
基準適格申請者に対する採用率	9 2. 4%	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

# 参考

(別添2の参考)

## 【参考指標】

※ 以下は、「子ども・子育てビジョン」に関連する指標で、これまでの計画・合意等により定められているものである。

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)	
男性の育児休業取得率 (※)	1. 23%	5% (H24年)	10% (H29年)
第1子出産前後の女性の継続就業率 (※)	38. 0% (H17年)	45% (H24年)	55% (H29年)
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間 (※)	1日あたり60分 (H18年)	1日あたり 1時間45分 (H24年)	1日あたり 2時間30分 (H29年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの 機会を設けている割合 (※)	46. 2% (H20年)	60% (H24年)	全ての企業 (H29年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (※)	10. 0% (H20年)	2割減 (H24年)	半減 (H29年)
年次有給休暇取得率 (※)	47. 7% (H19年)	60% (H24年)	完全取得 (H29年)
テレワーク			
在宅型テレワーカー	約330万人	約700万人 (H27年)	
就労人口に占めるテレワーカー比率 (※)	15. 2%	20% (H22年)	
就業率 (※)			
男性25～34歳	90. 6% (H20年)	93～94% (H24年)	93～94% (H29年)
女性25～44歳	65. 8% (H20年)	67～70% (H24年)	69～72% (H29年)
フリーターの数 (※)	170万人 (H20年度) (H15年にピークの217万人)	162. 8万人 (ピーク時の3/4に減少) (H24年)	144. 7万人 (ピーク時の2/3に減少) (H29年)
ジョブ・プログラム修了者数	—	40万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	
ジョブ・カード取得者数	6. 5万人	100万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	

□(※)を付した項目は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものであり、平成24年及び平成29年における目標を掲げている。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備	学校支援地域本部の設置か所数 2,396か所 (H21.10)  家庭教育支援の取組(地域住民による相談対応や学習機会の提供等)を実施する市町村数 332市町村 (※文部科学省委託事業実施数)	全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す (H24年度)  全国の市町村できめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す (H24年度)
「食育」の普及促進		
食育に関心を持っている国民の割合	72.2% (H21.3)	90%以上 (H22年度)
食育の推進について取組をしている市町村の割合	87.1% (H17年度)	100%
障害のある子どもへの支援		
児童デイサービス事業のサービス提供量	22.2万人日分 (H19年度)	34万人日分 (H23年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	10% (H15年度)	25% (H27年度)
歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66% (H19年度)	約7割 (H24年度)
子育てのバリアフリー		
特定道路*におけるバリアフリー化率  <small>* 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路</small>	51% (H19年度)	75% (H24年度)
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	86%	100% (H24年度)
旅客施設*のバリアフリー化率  <small>* 1日当たりの平均利用者が5千人以上の旅客施設(鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)</small>	71.6%	100% (H22年度)
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	約44% (H19年度)	約5割 (H24年度)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物*のバリアフリー化率  <small>* 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施</small>	44% (H19年度)	約50% (H22年度)

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
子育てのバリアフリー		
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	41.3%	約50% (H22年度)
低床化されたバス車両の導入割合	41.7%	100% (H27年度)
ノンステップバスの導入割合	23.0%	約30% (H22年度)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	16.4%	約50% (H22年度)
バリアフリー化された航空機の導入割合	64.3%	約65% (H22年度)
福祉タクシーの導入台数	10,742台	約18,000台 (H22年度)
あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故件数	—	2割抑制 (H24年) (平成19年と比較)

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

# (参考)

## 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

**追加所要額：約0.7兆円(平成26年度) 【～約1.0兆円(平成29年度)】**  
**制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度) 【～約1.9兆円(平成29年度)】**  
※施設整備費を除く

### 量的拡大試算

### 両立支援

### すべての子育て家庭支援

### その他(社会的養護)

【認可保育所等】	+	約3,000億
【放課後児童クラブ】	+	約300億
【育児休業給付】	+	約1,500億
【病児・病後児・休日・延長等】	+	約200億

【一時預かり】	+	約800億
【妊婦健診】	+	約700億(注3)
【地域子育て支援拠点】	+	約200億

【社会的養護】	+	約200億
---------	---	-------

### 制度的見直しを行うとした場合の機械的試算

○認可保育所の利用料1割とした場合	+	約6,900億
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合	+	約2,000億

※施設整備費	【保育サービス】	+	約700億	【放課後児童クラブ】	+	約100億	【社会的養護】	+	約70億
--------	----------	---	-------	------------	---	-------	---------	---	------

※その他、上記試算に含まれない検討課題  
施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、運営費で約10兆円、施設整備費で約0.3兆円となる。

# (参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

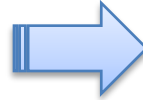


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

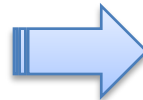
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の用途範囲、会計基準等の見直し 等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)